

◆ 物権的請求権における相関関係理論

以上のような相関関係型の生活妨害において物権的請求権としての差止め請求を認めるとする方向は、物権的請求権そのものの成立要件にも影響を及ぼすようになりました。そこでは、物権的請求権が認められるかどうかを判断するためには、物権の客觀的侵害状態が存在することだけでは足りず、不法行為における損害賠償請求権におけると同様に加害行為の態様と被侵害利益との相関的衡量が必要であるとの見解が、一部で主張されることとなつたのです。

ところが、物権的請求権に対しては、そもそも物権侵害が認められない場合にどうするのか、土地・建物所有者が被害者ではない場合にはファクションを伴うのではないかという批判が出てきました。とりわけ、単なる相對的な生活妨害とは異なるタイプの大企業対一般市民という対立構図での企業活動や公共事業に伴う公害問題が深刻化する中で、公害によって侵害されているのは人間の健康であるのに、物への侵害として処理するのはおかしいとの指摘が現れました。そして、以後の学説の主流は、財産的価値への着目から、人格的価値への着目へとシフトしていくことになります。

この展開過程で大きな意義を有したのが、航空機の夜間離着陸による騒音を求めた大空港公害訴訟1・2審判決です（最大判昭56・12・16民集35-10-1369に添付されています）。1審判決は、「個人の生活上の利益は物権と同等に保護に値する」と述べることで、ここでの差止め請求を物権的請求権に準じるものとして構成しました。この1審判決を改良したのが、2審判決です。そこでは、人格権は人間の存在にとってもっとも基本的な事柄であり、法律上絶対的に保障されるべきものであって、何人もみだりに侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならないとして、端的に、人格権に基づく妨害排除・妨害予防請求権を肯定したのです。この考え方は、多くの学説の支持を得て、その後、人格権侵害を理由として差止めを認めるという人格権説が確立を見ました。「人格権」の意味として「生命・健康を人間が本来有する状態で維持しうる権利」を理解したうえで、人格権侵害の意味を、「個人の人格に本質的

に付帯する個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の侵害」と捉え、かかる侵害に対して、人格権に基づいて差止めを認めるとする立場が、支配的地位を獲得するに至ったのです。ただし、その内実は、物権的請求権を支配権ないし絶対権（無体財産権・人格権等）に拡張するというものであったのです。

ところで、この大阪空港公害訴訟の過程では、環境権に基づく差止めを認めるべきであるという見解が、強力に主張されたようになりました。環境権説と呼ばれる立場です。環境権説によれば、環境権とは、「よき環境（環境に対する排他的支配権）である」と定義されています。そして、環境権論者らは、環境を構成する大気・水・日照・通風・景観・静謐などの自然、歴史的景観、さらに都市景観を人間の生活中にとつて次々ごとのできないものと把握し、それゆえに環境自体の悪化を排除する権利が市民一人ひとりに与えられなければならないとして、この意味での「環境権」を、憲法13条の幸福追求権および憲法25条の生存権に基づけられたとします。こうした基本権に基づき、環境破壊に対する排除請求・予防請求を認めわけなのです。

もともと、環境権説に対しては、環境権としての権利性そのものについて、強い批判があります。そこでは、①実定法上何らの根拠もなく、権利の主体・客体・内容の不明確な環境権なるものを、排他的効力を有する私法上の権利であるとするのは法的安定性を害し評されないと批判されます（名古屋高判昭60・4・12判時1150-30（名古屋新幹線公害訴訟））。また、②その基礎となる環境の概念と範囲が不明確であること、環境破壊の取り方次第では、一切の開発が不可能となりかねないことも批判されます。さらに、③当事者過格の面から、環境権侵害と言っても、原告が具体的にいかなる利害関係を有し、いかなる個別的な利害関係を侵害されるのかという点についても明確性を欠くと批判されます。その結果、差止訴訟提起の方法や既判力の範囲についても疑問があるということになるのです。このため、環境権の権利性は、裁判実務によって認められていないのが実情です。

ライブドア 法学基本講義=6-1
基本講義 僨僕各論Ⅱ 不法行為法
第2版増補版

2005年7月10日© 初版発行
2009年10月10日© 第2版発行
2016年3月25日 第2版第19刷発行
2016年7月10日© 第2版増補版発行

著者 潮見佳男 発行者 森平敏孝
印刷者 加藤純男 製本者 米良孝司

【発行】 株式会社 新世社
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目3番25号
納入公(03)5474-8818(代) サイエンスビル

【発売】 株式会社 サイエンス社
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目3番25号
営業公(03)5474-8800(代) 振替 00170-7-2387
FAX(03)5474-8900

印刷 加藤文明社 紙本 ブックアート
『<換印省略>

本書の内容を無断で複写複製することは、著作権および出版者の権利を侵害することになります。その場合にはあらかじめ小社あて封筒をお求め下さい。
ISBN978-4-88384-241-4

PRINTED IN JAPAN

サイエンス社・新世社のホームページのご案内
<http://www.sainensu.co.jp>
ご意見・ご要望は
ahm@sainensu.co.jpまで。